第１章　計画策定の趣旨

1.1　　計画策定の目的

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、市町村が一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。

計画の策定にあたっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生量の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分に検討する必要があります。

また、ごみ処理基本計画策定指針（2016（平成 28）年 9 月 環境省）では、目標年次を 10 年から 15 年先において、概ね 5 年ごとに中間目標年次を設け、計画を改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、計画の見直しを行うことが適切であるとされています。

本市では、2010（平成 22）年 3 月に策定した「橿原市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量・資源化、適正処理を推進するための様々な施策を展開してきましたが、未だ十分な目標の達成には至っていません。また、近年における少子高齢化の進展に伴う社会情勢の変化や上位計画が指し示す方向性など、本市のごみ処理事業は新たな転換期に差し掛かっており、市民・事業者・市の各主体が協働して、それぞれの責任と役割において、ごみの発生の少ない循環型社会づくりを推進する新たな方策が求められています。

本計画は、このような状況を受け、４Ｒ※の更なる推進や環境負荷の低減など、前計画における考え方を踏襲しつつ、時点修正を行うとともに、従来施策の見直し・拡充や新規施策を盛り込み、一層のごみの減量・資源化並びに安定且つ適正な廃棄物処理を実現することを目的に策定するものです。

※　4R…３Ｒ（排出抑制（reduce）・再使用（reuse）・再生利用（recycle）の総称）に発生回避（refuse）を加えたもの

1.2　　計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づき策定する法定計画です。

本計画の策定に当たっては、国及び県が指し示す方向性並びに「橿原市第四次総合計画」や「橿原市環境総合計画」等の本市の上位計画と整合を図り、長期的・総合的な視点のもと、本市における一般廃棄物処理を計画的に推進するための基本的な考え方や方向性を示しています。

なお、非常災害により生じた廃棄物の処理については、一般廃棄物処理基本計画とは別に定めるものとします。

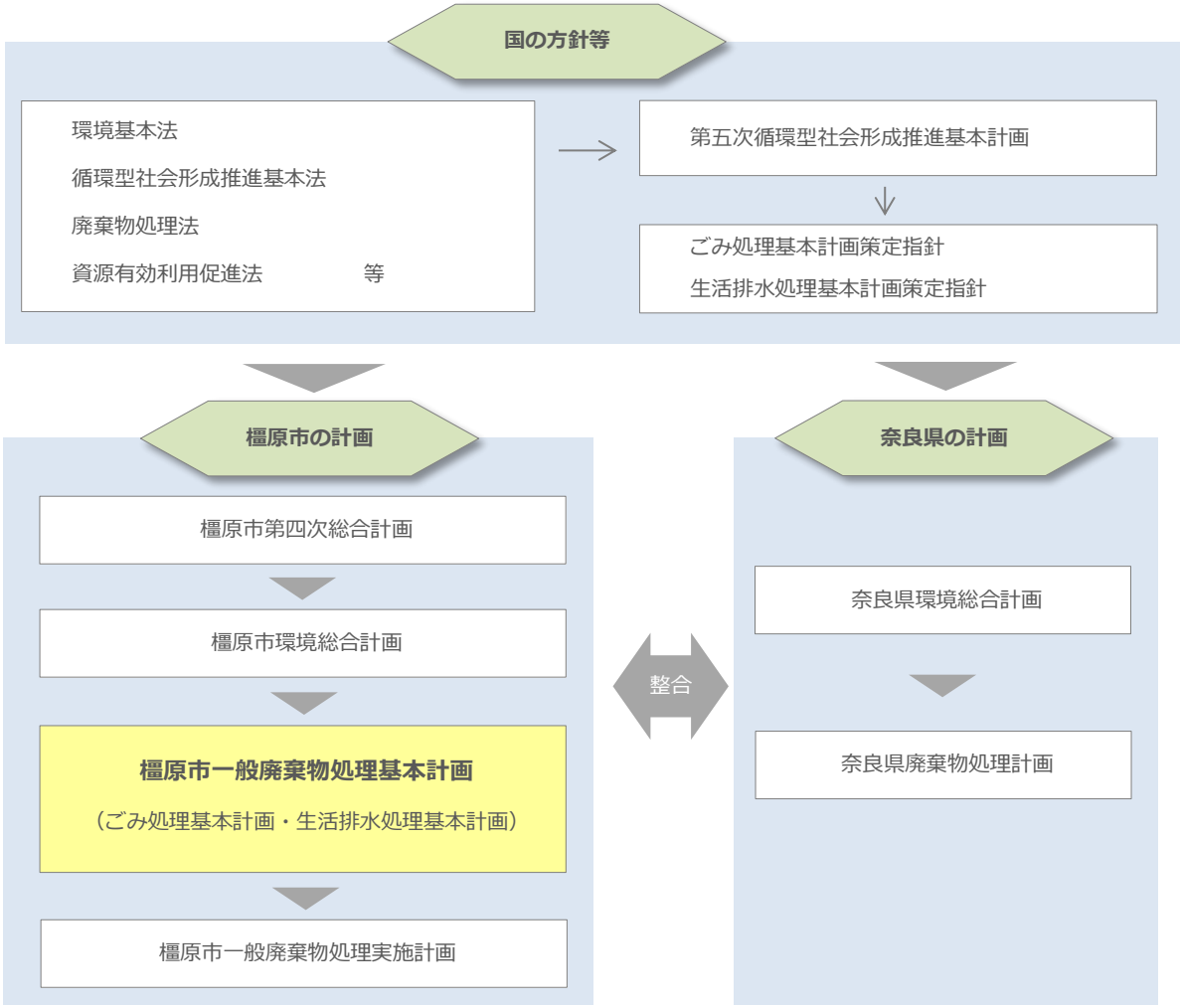

図 1-1　計画の位置づけ

1.3　計画期間

近年の廃棄物処理を取り巻く状況が刻々と変化していることに鑑み、ごみ処理基本計画策定指針（2016（平成 28）年 9 月 環境省）で示された最短の期間である 10 年間を計画期間とし、2023 年度を中間目標年度、2028 年度を最終目標年度に設定します。

表 1-1　計画期間

年　度											
-2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
-H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
前計画											
		本計画									
						中間目標					最終目標